

川崎市區民会議

条例の解釈と 運用の考え方

平成24年4月1日改訂
川崎市

区民会議設置の基本的な考え方

川崎市の自治の理念 ~ 川崎市自治基本条例 ~

地方分権、少子高齢化、地球環境への配慮など、社会環境の変化の中で、暮らしやすい地域社会のあり方、自治のあり方、市民と自治体の関係のあり方が問われています。

主権者である市民自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であるとともに、信託した市政が市民の意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、自治運営の原則を定めたのが「川崎市自治基本条例」（自治基本条例）です。

区行政改革の総合的な推進 ~ 川崎市新総合計画 ~

自治基本条例は、市民自治を実現するための区の役割として、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加と協働による暮らしやすい地域社会を築くことを規定しています。

本市では、このような区役所の役割が適切に果たされるよう「窓口サービス機能中心の区役所から地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を基本的な考え方として、地域の課題に的確に対応するため市の事業調整や予算などのしくみにおいて区の権限を拡充していく区役所機能の強化、市民活動の支援、市民の参加と協働の推進など、様々な施策を川崎市新総合計画に位置づけ、区行政改革として総合的に推進しています。

区民会議の位置づけ（1ページの図を参照）と川崎市区民会議条例の制定

なかでも区民会議は、自治基本条例第22条に規定されているとおり、地域の課題を区民の参加と協働によって解決する流れの中で、課題の解決の方向や方策について区民が調査審議するしくみであり、区行政改革の施策の中でも、重要なものの一つとしています。

こうしたことから、市では試行の区民会議での審議や市民の皆様からいただいた御意見などを踏まえて、区民会議設置に共通する基本的な枠組みとして、川崎市区民会議条例を平成18年4月1日に施行しました。

経緯

平成16年5月 区行政改革検討委員会報告書「区行政改革の基本方向」

平成17年4月1日 自治基本条例施行

平成17年7月～3月 各区において試行の区民会議を開催(各区3回開催)

平成17年12月1日～平成18年1月10日 制度素案に関する市民意見募集（18通、112件）

平成18年3月23日 区民会議条例公布

平成18年4月1日 区民会議条例施行

平成18年4月～ 第1期区民会議の設置

平成20年4月～ 第2期区民会議の設置

平成22年4月～ 第3期区民会議の設置

平成24年4月～ 第4期区民会議の設置

川崎市区民会議条例の解釈と運用の考え方

目 次

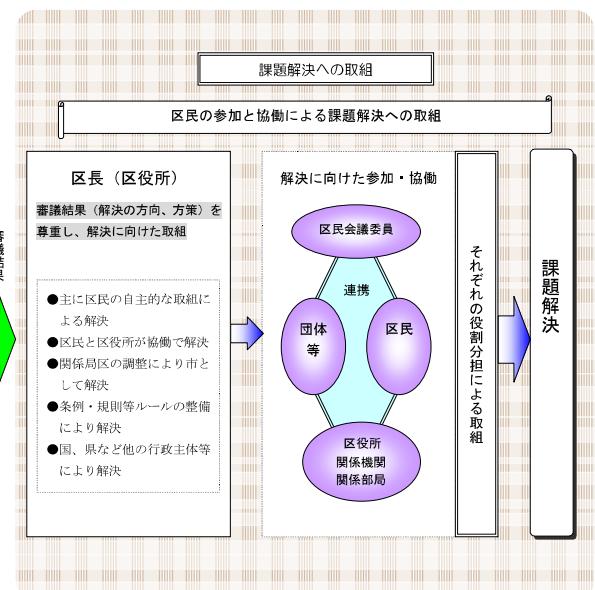
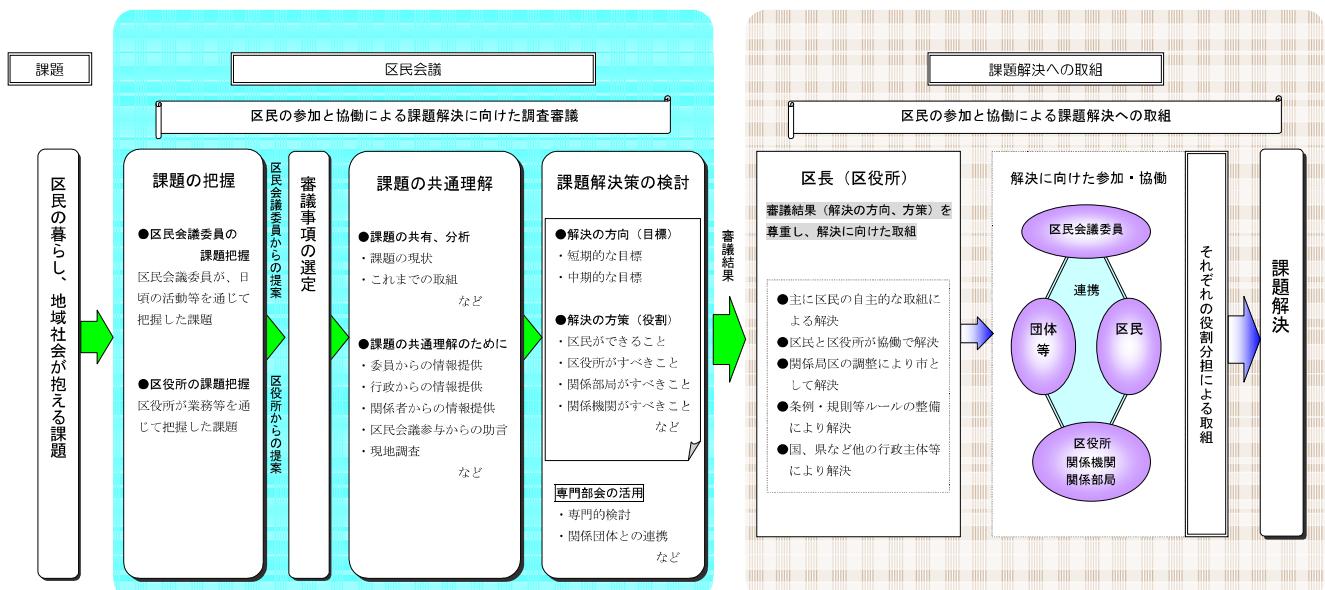
川崎市区民会議条例

ページ

第1条	目的及び設置	2
第2条	名称	3
第3条	所掌事務	3
第4条	組織等	4
第5条	委員長及び副委員長	6
第6条	会議	7
第7条	専門部会	7
第8条	関係者の出席	9
第9条	区民会議参与	9
第10条	区長等の役割	11
第11条	庶務	12
第12条	委任	12
附 則		12

資料編

区民会議を通じた区の課題解決のイメージ



(目的及び設置)

第1条 区民（川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。）の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

【説明】

① 自治基本条例第22条第1項

『それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を目的として調査審議します。』

② 区民会議は、区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行う市長の附属機関として設置します。

③ 区民とは、上記自治基本条例第22条第1項に定義される区民をいいます。

④ 参加とは、暮らしやすい地域社会をつくるために、「主体的に市民が動く」という積極的な意味を含んで使用されることの多い、いわゆる「参画」を包摂する概念として、市政にかかわり、行動することをいいます。（自治基本条例第3条の逐条説明から）

⑤ 協働とは、市民と市（議会や市長などの執行機関）とが、暮らしやすい地域社会のための目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、市政に協力していくことをいいます。（自治基本条例第3条の逐条説明から）

⑥ 区における地域社会の課題とは、自治の基本理念として市民自治の確立を目指すことを規定した自治基本条例第4条の表現を引用したもので、区民会議は、市民自治の視点に立って、参加と協働により地域社会の課題の解決を図るために設置するものです。

⑦ 区民会議が目指すものとして、暮らしやすい地域社会の形成を掲げます。

【考え方】

① 区民会議と議会との関係

政令指定都市である本市においては、地方自治法、公職選挙法等の規定により、区の区域を選挙区とする議員により構成される市の議決機関として議会が設置され、地方自治法第96条第1項に列記される議決事件について決定する権限が付与されています。

一方、区民会議は、区の議決機関として機能させるものではなく、法が定める政令指定都市における行政区のあり方に加え、地域社会の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点としての区の機能（自治基本条例第19条）を補完する機関として位置付けています。

《参考：自治基本条例第4条（基本理念）》

- 1 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。
 - (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
 - (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
 - (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自立的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

《参考：自治基本条例第5条（自治運営の基本原則）》

- 1 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。
 - (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

（名称）

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

【説明】

- ① 例えば、川崎区では「川崎区区民会議」となります。

（所掌事務）

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

【条例施行規則第2条（課題の選定）】

区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

【説明】

- ① 区民会議の主要な役割は、区における地域社会の課題を地域で解決を図るための方針及び方策についての調査審議を行うことです。
- ② 区民会議の主要な役割である、課題の解決を図るための調査審議に先立ち、区民会議には、区における地域社会の課題を様々な方法で的確に把握し、その中から区民会議の目的にふさわしい課題を選定し、調査審議を行うことが求められます。

【考え方】

① 所掌事務（役割）に対する委員の姿勢

委員には、区民会議が区民の参加と協働による地域社会の課題の解決のために調査審議する場であることを認識するとともに、自ら主体的に審議に参加する責任を自覚し、委員相互の議論を尽くすよう努めることが求められます。

② 調査審議の対象外

市議会への請願・陳情は、全市的な視点から市議会において審査され、議決機関としての意思決定がなされるものです。区民会議は、「地域の課題を地域で解決するために調査審議を行う」という目的に照らして審議課題を選定するものであり、請願・陳情と同一趣旨の事案を区民会議において審議することは、区民会議の目的に照らして、ふさわしくないと考えられることから、区民会議の調査審議の対象とはいたしません。

③ 他の審議会との関係

区民会議と他の審議会等との間では、審議される事案が重複する場合も想定されますが、区民会議としては、他の審議会の動向などをできるだけ把握し、連携・協力の方向で働きかけるなどして、効率的に審議する必要があります。

④ 諒問答申の形式

区民会議は、諒問事項に対して答申を行う形式を想定した機関ではありませんので、定型的な形式にとらわれることなく運営されます。

⑤ 審議結果の提出

区民会議の審議結果は、会議運営の透明性を確保するために、閲覧性、保存性を持たせた方法により、適切な時期に区長に提出するものとします。

区民会議の運営は、会議での委員の合意に基づいて自主的に行われるべきものですので、その時期や様式などは調査審議する課題によって異なります。

⑥ 審議課題の引継ぎ

区民会議における調査審議が継続中に委員の任期が終了する場合は、新たな委員による区民会議が、調査審議の継続について判断します。

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者

(2) 区民会議の委員に応募した者

(3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

【条例施行規則第3条（分野）】

条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育などを人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

【説明】

- ① 委員数は、上限を定めるものです。
- ② 委員は、市長が委嘱する非常勤特別職地方公務員であり、その選任は次により区長が行います。
 - ・ 条例施行規則第3条に定める活動分野において活動する団体から、区の状況に合わせて推薦団体を選定し、これらの団体から推薦された者から選考します。
 - ・ 区ごとに委員の公募を行い、応募した者の中から選考します。
 - ・ 委員の性別、世代、地域のバランスのほか様々な立場からの選任を考慮するなど、団体推薦及び公募による選任を補完する必要がある場合などに、区長の判断で選任します。
- ③ 条例施行規則第3条で定める分野のうち、第1号から第7号は、川崎市新総合計画が掲げる政策体系を参考とし、第8号は、第1号から第7号のほか区ごとの地域特性に応じた課題に取り組む活動分野としました。
- ④ 区長は、委員に欠員が生じたときは補充の要否を判断し、条例第4条第2項各号の規定に基づき補欠委員を選任することができます。この場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

【考え方】

① 委員数

幅広い分野からの選任と、委員間での活発な議論の両方を満たすための適正な規模として、委員数の上限を20人としました。

なお、この規定は、附属機関等の設置等に関する要綱（資料編参照）に準拠するものです。

② 団体推薦委員

団体推薦は、団体の活動分野のバランスに配慮しながら、8分野をさらに細分化するなどして、区の状況に合わせた推薦依頼団体を選定し実施します。

③ 公募委員

公募方法等については、附属機関等の委員公募実施指針（資料編参照）に準拠します。また、同指針に基づき、公募委員の人数は、委員数の2割以上となるように努めるものとします。

④ 女性委員

女性委員の割合は、審議会等委員への女性の参加促進要綱（資料編参照）に基づき、平成25年度までに35%とすることを目標とします。

⑤ 任期

任期については、1年では委員が十分に能力を発揮できず、一方で、より多くの区民の参加を得られが必要であることから2年とします。

運用上は、任期中最後の会議の終了及び区長への審議結果の報告をもって、事実上役割を終えるものと考えることもできますので、それ以降、委員の理解のもと任期満了前に解嘱し、解嘱の手続及び次期委員の選任手続を行うことができると解されます。

⑥ 再任

委員の在任期間は、附属機関等の設置等に関する要綱に基づき、就任時に通算10年を超えない範囲で各区の状況に合わせて運用することとします。

【関連事項：委員報酬について】

- ① 委員報酬は、区民会議1回の出席につき8,000円、専門部会1回の出席につき2000円です。
- ② 関係者が区民会議又は専門部会に出席する場合は、委員と同額を謝礼として支払います。

(委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

【説明】

- ① 区民会議の代表者の呼称は委員長とします。
- ② 委員長及び副委員長の選任は、委員選任（改選）後最初の区民会議において、委員の互選により行います。
- ③ 副委員長は、委員長に事故などがあるとき委員長の代理となります。
- ④ 委員長及び副委員長の任期は、原則として委員の任期の終了までとします。
- ⑤ 委員長及び副委員長が、任期中にその職を辞するなどして欠員となった場合は、他の委員から新たに選出することができます。

【考え方】

① 委員長の役割

委員長は、区民会議を招集し（条例第6条）、区民会議の議長として議事の円滑な運営を図り（条例第6条）、審議結果を取りまとめ、区民会議の代表者として区長に提出します。（条例第3条の考え方）

委員長は、専門部会が設置される場合、その専門部会の委員を区民会議に諮って指名します。（規則第4条第2項）

委員長は、区民会議の運営に関し必要な事項について、区民会議に諮って定めます。（条例第12条）

(会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

【説明】

- ① 区民会議は、委員長により招集され、委員長が議長となって会議を進めます。
- ② 区民会議は、委員の半数以上の出席で成立します。

【考え方】

① 議長による会議運営の基本的な考え方

議長は、区民会議の目的である「参加及び協働による区における課題の解決」が達成されるよう、委員間の活発な議論を促します。

議長は、調査審議に必要があると認め出席を求めた関係者（条例第8条）に対して、説明又は意見を求める内容を提示するなどして、効果的に説明を受けるようにします。

議長は、区民会議参与（条例第9条）に対して、委員による調査審議に有効な助言を効率よく得られようになります。

② 議長による議事運営への協力

区民会議は、行政に対しての要求や要望を行う場ではなく、課題の解決に向けて意見を出し合う場ですので、委員は、「区における地域社会の課題の解決」に向けて建設的な議論を行うよう努めます。

関係者及び区民会議参与は、議長の議事運営に協力し会議におけるそれぞれの役割を果たすよう努めます。

③ 議論の取りまとめ

区民会議の調査審議は、区民会議委員が十分に議論を尽くし、総意をもって取りまとめるよう努めます。ただし、議論を重ねても全員の意見が一致しない場合でも、会議としての結論を出さなければならないようなときには、議長が委員と相談しながら適切な方法で決します。

（委員長一任、多数決による結論の一本化、少数意見併記等が考えられます。）

④ 副議長

区民会議の会議において、議長の補佐など必要により副議長を置くことができます。

(専門部会)

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

【条例施行規則第4条（専門部会）】

- 1 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。
- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

【説明】

- ① 専門部会は、区民会議の調査審議をより専門的また機動的に行う必要がある場合などに設置し、区民会議から付託される事案の調査検討を行います。
- ② 専門部会は、区民会議委員のうちから委員長が区民会議に諮って指名した委員で構成します。
- ③ 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会を構成する委員の互選で選びます。
- ④ 部会長は、専門部会の運営の責任者であり、専門部会の調査検討の経過と結果を区民会議に報告する役割を担います。

【考え方】

① 専門部会の活用

区民会議全体での集まりは年間数回程度と見込まれ、この中でいくつもの課題を深く議論することは難しいと考えられますので、専門部会を有効に活用することが必要となります。

専門部会は、区民会議の幹事会的な役割を担うものや個別課題の検討を役割とするものなど、いくつかの形態が考えられ、また同じ時期に複数の専門部会が置かれることも考えられます。

② 専門部会の柔軟な運営

専門部会は、調査検討する課題に合わせて設置し、柔軟で効率的な運営を行います。

③ 専門部会への議員の出席

専門部会は、設置形態が様々であり、また機動的な運営が想定されることから、議員には出席を求めるものとし、区民会議参与からの助言については、専門部会での調査検討の結果を審議する区民会議において必要に応じて得ることとします。

④ 専門部会の終了

専門部会は、付託された調査検討を終え、部会長が区民会議への報告を完了することで役割を終えます。なお、調査検討が継続中に委員の任期が終了する場合は、改選後の区民会議が調査検討の継続について判断します。

⑤ 区民会議への報告

部会長は、調査検討の経過及び結果を適切な時期に委員長に報告します。

委員長は、専門部会からの報告があったときは、その内容を区民会議に諮ります。

⑥ 専門部会への関係者の出席

⇒ 第8条（関係者の出席）を参照してください。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

【説明】

- ① 調査審議のために必要がある場合とは、区民会議の調査審議に際し専門的な知識及び豊富な経験等に基づく意見を必要とする場合などをいいます。
- ② 関係者は、会議においては、議長の求めがあったときにその求められた内容について発言することができます。

【考え方】

① 関係者の位置付け

関係者は、区民会議の構成員ではないため、地方自治法第202条の3第2号に規定される「附属機関を組織する委員その他の構成員」には該当しません。専門部会についても同様です。

関係者は、区民会議の構成員ではないため、区民会議の所掌事務である調査審議に委員として加わることはできません。

② 会議における関係者の関わり方

関係者は、区民会議（または専門部会）では、議長（または部会長）の議事進行の下で、あらかじめ求められた説明を行い、また認められた場合には意見を述べることができます。

関係者は、区民会議（または専門部会）の意思決定には参加できません。

(区民会議参与)

第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県の議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

【説明】

- ① 市議会議員及び県議会議員は、区民会議に出席することができ、出席した場合に区民会議参与として必要な助言を行うことができます。
- ② 助言とは、区民会議参与が、委員による地域の課題解決に向けた調査審議の助けとなると判断して行う発言をいいます。

【考え方】

① 区民会議参与の意義

区民会議の目的を達成する上で、区民会議に議員が出席し、議員としての豊富な知識や経験に基づく助言を得られることは大きな力になると考えられます。

区民会議は、自治基本条例第12条に規定される議員の責務に照らして、議員に地域の課題や市民の意見を把握する機会を提供し情報を共有する場となるものと考えられます。

② 区民会議参与の地方自治法上の考え方

区民会議参与は、地方自治法第202条の3第2号に規定される「附属機関を組織する委員その他の構成員」には該当しませんので、区民会議の委員とは立場が異なります。

区民会議参与とは、市議会議員及び県議会議員が区民会議の会議に出席した場合に使用される呼称であって、地方公務員法第3条第3項第3号に規定される、特別職の地方公務員である「参与」とは異なります。

③ 区民会議参与の関わり方

区民会議の調査審議は、委員の議論によって結論を出すものです。区民会議参与の助言は、区民会議の決定に直接関わるものではありませんので、審議結果に対して議員としての責任が生じるものではありません。

議員は、区民会議の審議結果が執行機関（区長及び市長）を経て議会での事案となった場合には、区民会議として参加した1区の審議結果にのみ責任を負うのではなく、市政全体の観点から必要な判断を行います。

のことからも、議会で審議されている請願や陳情などの案件を、区民会議で審議することはふさわしくないと考えられます。（4ページ考え方②「調査審議の対象外」を参照してください。）

《参考：自治基本条例第12条（議員の責務）》

- 1 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。
- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

(区長等の役割)

第 10 条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

【説明】

- ① 地域の総合行政機関の長としての区長は、区民会議と直接的な関係を持つことになるため、区長が区民会議に対して負う責務について規定します。
- ② 市長や他の執行機関については、区長が区民会議に対する役割を十分に果たせるよう支援し、またそれぞれの権限の範囲で課題の解決への取組を行う役割を担います。

【考え方】

① 区長及び市長等の役割

自治基本条例における「区」(第 19 条から第 22 条) の規定を踏まえ、区民会議における区長及び市長等の責務に関する規定(第 22 条第 2 項) をより具体的に表すものとして、区長等の役割を規定します。

② 区長の取組

区長は、区民会議の調査審議の結果を受けたときは、区民との協働や、関係機関との連携など適切な取組により課題の解決に努めます。

③ 関係機関との連携

区長が、市の事業部局との必要な連携・調整により課題解決を図るため、「川崎市区における総合行政の推進に関する規則」に基づく市の内部における区と事業局との事業調整のしくみを活用します。

区長は、必要な場合は、市以外の機関などにも積極的に連携を働きかけ、課題の解決に取組みます。

《参考：川崎市区における総合行政の推進に関する規則》

区の区域内における市の事務事業等に関して区役所の内部組織間並びに区役所及び局等相互の調整を円滑にし、あわせて区役所の企画及び調整の機能を強化することにより、区における総合行政の推進を図り、もって身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会の形成に資するため、「川崎市区における総合行政の推進に関する規則」を制定しました。

(庶務)

第 11 条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

【説明】

- ① 区民会議の事務局は、各区役所に置きます。

【考え方】

① 区民会議事務の所管課

各区役所の企画課が、区民会議の庶務を所掌します。(区役所事務分掌規則)

審議課題と関係のある課など、区役所組織全体で区民会議の運営を支えます。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

【条例施行規則第 5 条 (委任)】

この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

【説明】

- ① 条例に定めるほか、各区の区民会議の組織に関する共通事項は、規則に委任します。
② 条例に定めるほか、区民会議の運営に関する事項は、委員長が区民会議に諮り自主的に定めます。

【考え方】

- ① 区民会議は、各区の状況に合わせ、区民の意見を反映しながら柔軟に制度を運用していくことが求められますので、区民会議の組織に関する事項で条例及び規則で定める各区に共通するもののほか必要な事項は、各区長が定めます。(○○区区民会議要綱)

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

【条例施行規則附則】

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

